縣民の友

発行所　和歌山市小松原通一丁目
和歌山県企画広報課
編集印刷発行人　中村三郎
印刷所　和歌山県印刷所
印刷　1日11日21日発行
定価一部2円50銭

公明選挙の日

衆院選挙　四月十九日
参院選挙　四月廿四日

よい国つくるよい選挙

両選挙戦開幕
衆院選両区とも激戦

衆、参両院選挙は三月廿四日公示され、衆議院議員の総選挙は四月十九日、参議院議員の通常選挙は四月二十四日に施行せられることとなり、立候補届出は三月二十四日午前八時三十分を期して開始された。この日県庁では三階正庁に届出受付所を設置したが衆院は出足早く、受付第一日には、第一区第二区共各七名、参院は一名が届出をすまし、こゝに興味深い両選挙戦の幕が切つて落された。第二日目の二十五日には衆院第二区共産党山上為雄氏が立候補をあげ第三日目の二十六日には参院地方区徳川頼貞氏、二十七日には衆院第一区坂本正氏二十八日には参院地方区土山清市氏が名乗りをあげた。これで立候補予定者は殆んど出揃い、衆院選挙戦は一区二区共定員三名に対し各八名、参院地方区選挙は定員一名に対し、三名の競争率となり、届出の初日よりはなばなしい激戦を県下に展開している。

衆議院議員立候補者（届出順）

第一区（八名―定員三名）

和田伝五郎	和歌山市	51	社右
坊秀男	伊、天野村	43	自
山口喜久一郎	和歌山市	55	自
今村長太郎	和歌山市	53	自鳩
中谷武世	海、西脇野村	54	改
田中織之進	海、中野上村	42	社左
松山常次郎	伊、九度山町	69	無
坂本正	東、西向町	27	共

第二区（八名―定員三名）

岩本杉一	大阪市	43	無
世耕弘一	新宮市	59	自鳩
町田義友	西、朝来村	47	自
楠山義太郎	日、由良町	55	改
早川崇	田辺市	36	改
辻原弘市	日、切目川村	30	社左
田渕光一	東京都	53	自
山上為男	東、本宮村	48	共

参議院議員立候補者（届出順）

地方区（三名―定員一名）

坂口三郎	伊、河根村	55	社左
徳川頼貞	東京都	60	自
土山清市	東、太地町	55	無

公明選挙の徹底へ
＝明るい選挙推進運動＝

正しい民主政治を推進するためには、その基盤となる選挙そのものが公明に行われなければならない。然るに過去における各種選挙の実態は必ずしも適正とはいい難く、そのため昨秋執行せられた衆議院議員総選挙を契機として公明選挙推進のため一大国民運動が行われ、本県においても「明るい選挙推進運動」を実施して少なからぬ効果を挙げ得たのであるが、より一層の実効を確保し、各種選挙の公明化を図るためには、恒常的な運動を実施することが必要であることに鑑み本年四月執行される衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙を中心として、真の民主政治の確立に寄与するため、第二次「明るい選挙推進運動」を左記要領によつて強力に展開することゝなつている。

一、講演会の開催
県選挙管理委員を講師とし、各郡を単位として、市町村選管委員及び補助職員その他一般選挙人を対象として講演会を開催する。

二、座談会の開催
知事、選管委員長選管委員、国警隊長、各新聞代表者等により座談会を開く。

三、ポスターの募集
公明選挙の実現を強調したものか又は選挙の重要性を表現したポスターを県下小学校児童、中学校及び高等学校生徒から募集し、県選管において審査の上優秀作品に賞品を呈する。

四、標語の募集
県選管委、県地方新聞協会共催で、公明選挙の趣旨を表現した標語を募集し、優秀作品に賞品を呈する。なお最優秀作品三点については、各三〇〇〇枚を印刷し、県下市町村に配付する。

五、その他
公明選挙推進のパンフレット五〇〇〇部作成し各選管分局、各市町村選管及び関係団体に配付する。又選管連合会製作の公明選挙映画フイルムを県下に巡回上映し、啓発を行う外、市、地方事務所、町村等においても独自の行事に準じ指導啓発を行うこととなつている。

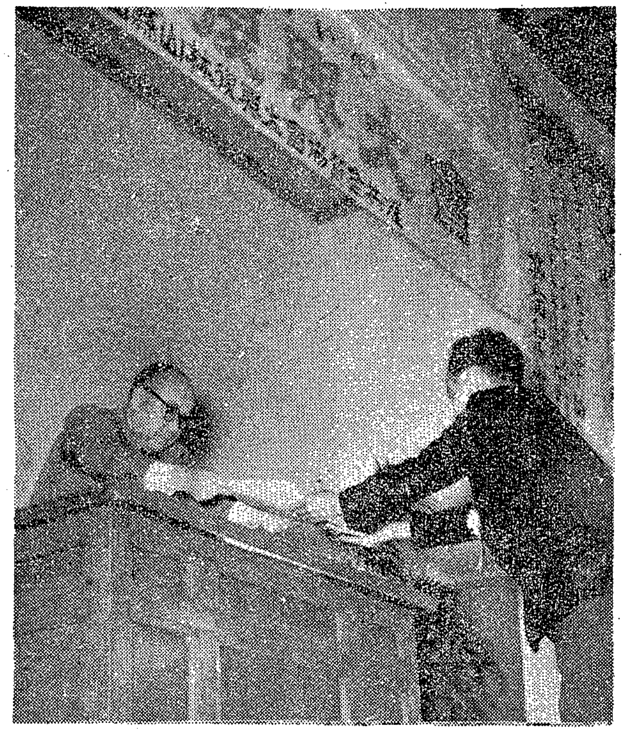

山林復興大会終る
知事ら記念植樹

第五回山林復興県大会は県主催の下に三月廿一日午前十時半から和歌山大学々芸学部講堂で山林業者五〇〇名参集して開催された。小野知事の挨拶についで林野庁長官、大阪営林局長、全国森林組合長、坂県会議長、和歌山市長、県市町村会長、県森林組合長などの祝辞があつて表彰式にうつり、林業功労者二十名とさきに募集した山林ポスター標語等の入選者をそれぞれ表彰、これに対し被表彰者を代表して森貞太郎（海南市）の答辞があり、午後一時から議案審議大会宣言、決議などをなし午後五時閉会した。

なお大会に先立ち当日午前九時より和歌山市松江地区の防潮林において小野知事、坂県会議長、西川県緑化推進会長等が記念植樹を行つた。大会宣言及び決議は左の通りである。

大会宣言

講和一週年を近く迎えんとし、平和日本の再建も漸次進展しつゝあるとき、我等の郷土は、今なお三万町歩の要造林地を残し、風水害の危険に脅やかされ、前途まことに深憂に堪えないものがある。

我等は郷土の繁栄と民族悠久の幸福の基盤は、荒廃した山村の復興にあることを信じ、一歩々々再建の祈念をこめて、その礎を築かんとし、本日ここに第五回山林復興大会を開催して、その決意を宣言する。

昭和二十八年三月二十一日
第五回和歌山県山林復興大会

大会決議

一、愛林思想普及と計画造林完遂のため、助成の強化を要望する

一、林道網の拡充と補助率[illegible]額を要望する。

三、国土保安と荒廃林野復興について強力なる施策を要望する。

四、森林組合の強化に対する施策の確立と助成金交付を要望する。

五、林業金融の円滑化を要望する。

表彰された林業功労者

▲色川村森林組合（東牟婁郡色川村）
▲社団法人[illegible]野公徳会（西[illegible]郡長野村）
▲辻田楠一（那賀郡川原村）
▲河合清七（伊都郡九度山町）
▲浜田直吉（日高郡南部町）
▲杉中藤蔵（西牟婁郡近野村）
▲久保長寿（新宮市）
▲新谷忠昭（有田郡岩倉村）
▲後藤芳蔵（日高郡由良町）
▲三田繁夫（日高郡船着村）
▲大田佐太郎（有田郡湯浅町）
▲井内実（海草郡巽村）
▲森貞太郎（海南市名高）
▲野田紫一（伊都郡岸上村）
▲大畠藤楠（日高郡川中村）
▲高井千代秋（那賀郡川原村）
▲山本文内（西牟婁郡周参見町）
▲樋口辰之助（那賀郡粉河町）
▲山本庄之助（西牟婁郡串本町）
▲石塚繁松（東牟婁郡四村）

写真＝大会で知事から表彰される森氏

よき代表を国会へ
選挙についての心得

衆、参両院議員選挙の公示は三月廿四日官報号外で行われ、午前八時半から全国一齊に衆院および参院の地方区全国区の立候補届の受付が開始され、選挙戦の火蓋が切られた。昨秋独立後初の総選挙でも「公明選挙運動」は大がかりに進められたが、選挙が終つてみると前例を見ない二万三千件という選挙違反が全国で検挙され、県下でも検挙件数四六八件、検挙人員五七六名、しかも大部分が買収等の悪質犯であり「公明選挙はどこへ行つた」といつた批判の声も方々にでている有様、では今度こそ公明選挙はどう行われるか和歌山県選挙管理委員会では選挙人の心得について次の如く語つている。

正しい選挙

あなたの一票は、明るい独立後の新日本を築く一票です。正しい民主政治が行われるためには、その最も基盤となる選挙そのものが公明に行われなければならない。私たち一人一人が選挙の重要性を自覚、認識して潔く、正しく、そして明るい選挙を行うように努めるとき、そこにはじめて真の民主政治が生れるのである。

投票のできる人

投票をすることができるためには、昨年九月十五日現在で調製された基本選挙人名簿、又はその後に調製された補充選挙人名簿に登録されている方で、選挙の当日選挙権があれば投票することができます。

候補者の選びかた

民主政治とは私たち国民自身が自分たちの手で政治をすることであり、政治のよしあしについて責任を負う政治のことです。

私たちの生活が一向によくならなかつたり、政治家が国民の意志に反したことをしたりするのはすべて私たちの候補者の選び方が間違つていたからです。私たちの代表者として安心して国の政治を委せることのできる人、私たちの国民の声を率直に真剣に政治の上に反映してくれるような人を選びましよう。

ではどうして候補者の人物、政見を知ることができるかそれには各市町村選挙管理委員会主催で立会演説会が開催されると共に個人演説会や、街頭演説会又はラジオ放送等が行われるからよく候補者の政見を聞くこと、なお投票日の前五日までに各世帯に選挙公報を配付します。選挙公報によつて候補者の氏名、経歴、政見及び抱負等が知ることができる。その他新聞広告、公衆の見易い場所に立候補者氏名等の掲示もしますからよく注意して見て下さい。

違反する選挙運動

選挙運動については、充分注意して違反をおこさないように致しましよう。念のため一般的な選挙運動について説明してみよう。

未成年者の選挙運動＝二十才未満の未成年者はすべて選挙運動はできない。選挙事務所でお茶をくんだりするような「労務」に従事することは差支えないが「〇〇候補」と連呼したり「〇〇候補にお願いします」とメガホンで呼び歩いたりすると違反になり、一年以下の禁錮または、一万五千円以下の罰金に処せられる。又何人も選挙運動のため、未成年者を使用することができない。

戸別訪問＝候補者自身も全面的に禁止された。だから選挙運動のために親や兄弟のところを訪ねても一年以下の懲役または、一万五千円以下の罰金に処せられる。

署名運動＝選挙に関する署名運動は、候補者自身も、運動員も、第三者もできない。又隊伍を組んで気勢を張つたりすることもできない。

饗応接待＝選挙運動について、どのような名義であつても、湯茶以外の飲食物を提供することはできない。金や物をもらつたり、利益を受ける約束で投票したり、又饗応接待をうけて投票したりしてはいけない、又選挙運動員又は当選人に対し暴行をしたり、威力を加えたり演説を妨害したり、投票所や開票所を騒がしたりすることは禁止されている。

投票する心がまえ

あなたが誰に投票したか、絶対に洩れることがないから、いざ投票というときは、顔見知りの人から頼まれていたり、従来からの行きがかりがあつても、思いきつて情実を絶ち、あなたの良心に従つて、あなたの代表者として一番適当と信じる方に潔く明るい一票を投じよう。

そしてほんとうに私たちのために働いてくれる立派な方に国政をまかすことが大切です。

選挙は国民の総意に基く代表者によつて国の政治を行い、国民の福利を増進するための政治、即ち民主政治の根底をなすものであつて投票は選挙を通じて政治に参加する最も重要な権利を行使し、義務を履行することである。この大切な権利をみだりに棄権してこの大切な権利と義務を放棄することなく、公正明朗な一票によつてすぐれた代表者を国会に送り、明るい民主日本を確立しなければならない。

第五回婦人週間（自4月10日 至4月16日）

婦人と地方自治
確立せよ婦人の自主性

講和後、日本社会の各方面において、自主性が強調されているおりから、法制上男子と同等の権利を与えられている婦人が自ら正しく判断し、行動する力を持つことは、最も必要なことであります。

そこで労働省では四月十日から四月十六日まで一週間の間第五回目の婦人週間を開催し、はたしてどの程度の自主性が婦人の間に培われているかを検討するとともに、家庭および社会の各分野において、その確立をはかり、もつて我が國の文化的発展に寄与することを目的として、期間中県下各地で働く婦人の集い、婦人集会等を開催する外県立図書館において「伸びゆく婦人の職業」展示会を開催すること〻なりました。

そこで本紙はこの婦人週間にあたり、婦人の政治的自覚を促すため「婦人と地方自治」と題し婦人参政権のあり方について特輯を試みました。時恰かも衆参両院議員選挙が行われる折柄、公明選挙実現の為、切に婦人の協力を祈つて止みません。

婦人が参政権を得るまで

終戦後、わが国における各種の制度には抜本的な改革が加えられ民主々義国家として再編成されることになり、従来軽視されていた婦人参政権の問題がクローズアップされてきたのであります。

この婦人参政権に関しては、明治以来終戦に至るまでその獲得を目指して、多くの人々の努力が積み重ねられてきましたが、遂に報いられることなく終戦を迎えたのであります。

しかし、終戦にともなう諸制度の大改革によつて、婦人参政権の問題も比較的簡單に解決されたのであります。

ですから現在の婦人参政権は、婦人の団結の力あるいは世論の圧力をその背景にもつているのではなく、外部からの圧力により容易に獲得されたものであります。日本における民主々義が与えられたものであつて、国民の一人一人の努力により獲得され培われたもののないと同じように日本の婦人参政権もまた与えられたものであります。ですから、婦人参政権の問題は、制度的には民主的にみえますが、実態的にみる場合は、婦人の生活の中にしつかり根を下しその生活を支配している封建的な意識が、婦人参政権という民主的な仮面をかぶつて旧態依然たる生活を継続されている傾向が多分にみられるようである。

婦人参政権が男女の平等、基本的人権の主張という権利の意識の上に立ち、高価な犠牲によつて得られたものでないところに本質的な大きな問題があるのではないでしようか。

婦人参政権を認めている諸国

婦人参政権が、婦人の教養とか社会的地位が低いなどの理由によつて久しい間与えられなかつたのは、ひとりわが国のみではなく、世界の大部分の国において行われてきたところです。

婦人参政権の獲得は、諸外国においても比較的新しい問題であり、しかも獲得の状況は極めて急激なものがあります。

諸外国における婦人参政権獲得の状況は次のようであります。

○第一次大戦前に婦人参政権を認めた国　四ケ国
○第一次大戦末期に婦人参政権を認めた国　九ケ国
○第一次大戦後第二次大戦末期迄に婦人参政権を認めた国　三三ケ国
○第二次大戦後に婦人参政権を認めた国　一二ケ国

婦人参政権の意義

新憲法によれば、その第十四条において、法の下における男女平等を明確にし、また第四十四条においては選挙の資格に関する男女の平等を規定しております。

このように国家の最高の法規である憲法の規定によつて、婦人参政権は充分な保障を受けているのであります。

その結果、戦後の各種の選挙において婦人は選挙権を十分に行使でき、あるいは選挙されて公職につき、男子に負けない程の活躍をしている婦人もあります。

かくして、多数の婦人が社会の各分野に進出し、活躍することによつて婦人の社会的地位や婦人に対する社会的評価が従来に比較してずつと高まつてきているということがいえます。

婦人参政権は、民主国家においては、婦人が当然享有すべき基本的な権利であるとともに、このような権利の正当な行使によつて婦人の社会的地位も男子に比して劣らぬ程向上されるものであり、また自ら政治に関与することによつて、自分達の生活を一層よりよいものにすることができるという意味をもつております。

婦人の社会的地位

婦人参政権は、このような意味をもつておりますが、この婦人参政権を行使すべき主体である婦人の現状はどうでしようか、また現在の婦人の社会的地位はどうなのでしようか、わが国においては昔から婦人は政治とか行政などについて関心をもつことは固く禁ぜられ、婦人自身も関心をもとうとはしなかつたようです。

一切の政治に関心をもたず、家を中心としてその中に忍従してゆくのが模範的な嫁であり、婦人のあるべき立場とされてきました。

個人の尊厳とか、人間の自由というものは、封建的な家族制度の中に全く没し去り、東洋的な伝統という美しいヴエールの下に否定されたのであります。

先ごろ行われた地方自治に関する世論調査においても、婦人層の政治に対する関心自治に対する認識は極めて低いものがあり、婦人の大部分は「そのような政治上の話やむづかしいことはお父ちゃんに聞いてくれ」とか「毎日の生活に忙しくてとても政治に関心をもつ余裕などはない」と答えております。

このような婦人の声は、わが国の封建的家族機構や社会組織の残滓の中に忍従する婦人の立場を明確に表明するものであり、戦後の経済生活の重圧にあえぐ婦人の声でもあります。

ですから、このような生活態度を婦人が続ける限りは、参政権が与えられたとしても、棄権に終るか、あるいは、自由な個人の意志の表明に基づく投票は望み得ないといわざるを得なかつたのであります。

ですから、男女同権という言葉が單なる観念的なものに終らず、婦人の社会的地位が現実的にも男子と同程度に認められ、婦人の社会的立場に対する認識が充分侵透するようにならなければいつまで経つても公平な世論を代表する民主政治は行われません。

そのためには、婦人の力の強さを切実に社会に反映させることです。社会の各分野に進出し、あるいは参政権の行使等によつて、婦人の力の強さを示すことが大切です。

この場合に肝要なことは、まづ婦人自らが自分達の力を意識しなければならないことです。自ら主体性を否定し、あるいは主体性の自覚が全然ない場合には、いつまでたつても婦人の独立はあり得ません。

男子有権者に比して、婦人有権者の数は全国で約二百万を越えるのであつて、このことは、各種の選挙において、婦人のもつ力が如何に重要なものであるかを示しています。

棄権とか、家長に対する隷属的な投票が結局自分達の社会的地位をいつまでたつても向上させないということに注意しなければなりません。自分の投じた一票が政治に反映し、直接に自分の生活に影響することを充分認識しなければなりません。

このように婦人の社会的地位の向上は、婦人自身の力によつて開拓しなければならないのですが、婦人は男子と異つて育児とか家事などの先天的な内助の仕事がありこのために毎日の生活に余裕がなくなり、政治に関心をもつどころではないという事情があります。ですから、婦人以外の人達も、特に主人や姑は、でき得る限り家庭における婦人の負担を軽減するように努力しなければなりません。生活改善や生活の合理化などによつて、婦人に対する家庭からの重圧をなるべく避けて、婦人に政治的な関心をもち得るような機会を作るように努めましよう。

婦人の活躍

試みに地方自治の分野における婦人進出の一例をとつてみますと国、県及び市町村の議員や町村長として活躍している人々は昭和二十二年四月及び昭和二十六年四月の選挙結果によれば次のようであります。

	二十二年	二十六年
国会議員	二五	二四
県会議員	二二	三四
市町村会議員	七七一	九五一
町村長	五	七

これによつても分るように、二十二年と二十六年とを比較してみますと、この四年間における婦人層の進出は著しいものがあるといえましよう。しかも数字は、二十六年の選挙に改選期になかつた現職の者を含んでおりませんから実際の数字はこれを上廻る予定です。

その他教育委員会委員六一人、調停委員三、一三二人、人権擁護委員八八人などの数字は、各界の公職における婦人の活躍を示すものであります。

また市町村における婦人会等、各種の団体における婦人の活躍にも相当目覚しいものがあります。

赤い羽根、赤十字などの共同募金、教育、衛生をはじめとして比較的地味な分野において、住民の日々の生活を向上させるために黙々として活躍しています。

最近における特飲街の建設に対する婦人会の反対運動、日常生活に直接影響する物価の値上、停電スト等に対する主婦連合の積極的な動き、公明選挙運動における婦人の協力など婦人層の力が活溌に再認識されつゝあります。

このように婦人は、地方自治をはじめとして各分野においてかなりの活躍を行い、その社会的地位は漸次認識されつゝあります。婦人が、婦人の力を自覚し、自分達の生活を一層豊かなものとし、その社会的地位の向上をはかるためにたゆみなき努力を重ねるとともに、国の生活と一番密接な関係にある地方自治の確立に協力されるように希望いたします。

統計展で楠本さんら表彰

三月十八日から五日間丸正で開催された統計展出品作の入選が決定表彰された。以下は三等まで。

（小学校の部）
一等　和歌山港のはたらき　雑賀四年　楠本晴彦
二等　太地六年　扇花佳代外四名
三等　矢田五年　西民子　山崎和
　　　保田五年　全員

（中学校の部）
一等　原爆の威力　笠田二年　林碩宣
二等　河西一年　松田尚武
三等　東和三年　谷須美子
　　　東和三年　[illegible]　森田宏
　　　伏虎　社会班（二点）

（高校の部）
一等　通貨の行方　和商二年　辻正一
二等　和商一年　太田幸子外二名
三等　和商二年　藤岡弘章

（一般の部）
一等　気象　田辺市　山本宇次郎
二等　医務課　三好武
三等　近畿電通局　小山猶男
　　　医務課　宮本昇男
　　　和歌山市　寺田正

婦人週間に際して

労働省和歌山婦人少年室長　飛松千鶴子

去年、石垣綾子さんが改造だつたかに書かれた文の中に次のようなのがあつた事を思い出します。石垣さんが在米中所謂教養あるアメリカ人のあるパーティに出た席上、アメリカの日本占領政策についてかずかずの批判が出た時、石垣さんが女性の権利の問題をとり上げた時のことです。

…前略…私は若いプロフエッサーにむかつて、胸にうかんだ女性の問題をとりあげました。日本の女性は最後までふみとどまつて新しく得た婦人の権利を擁護するであろうから、少くともそれだけはアメリカの民主的な功績として大きな足跡をのこすのではあるまいか―すると意外にもこのコロンビヤ大学教授は首をよこにふつて、その女性の権利が実にやつかいなものになつたという眼なざしをしました。彼はこういいました。

「日本の女性は戦争には懲り懲りしたというので平和の一点張りだからこまります。自由国家群と独裁国とが衝突して、日本の参戦がわれわれにとつて必要となつた場合に、彼女たちがあくまで戦争に反対し、平和を主張すると一大障害をひきおこします。彼女たちが日本の参戦に反対するならば、婦人の参政権を剥奪することもやむを得ない手段であると考えます私は彼女たちに戦争の必要をよく説いて教育し、婦人の権利を侵害するような最悪の場合をさけたいと思いますが、万一のときにはそれも止むを得ません。そうすれば今あなたがいわれた日本の女性の得たせつかくの権利も地位も、抹殺されてしまうわけです。」

私はおどろいて沈黙しました。彼は日本人がアメリカの意志のとおりに動き、たやすく操縦することができると思つているアメリカの一部の層を代表しています、

―後略―

× × ×

婦人週間は今年で五回目を迎えます。婦人に参政権があることを否むものはもはやなく、妻が法的に無能力者であると主張することは通用しなくなりました。法制上男子と全く同等の権利を与えられて数年間の経験は、婦人自身ばかりでなく、男子をもふくめた社会全般をどれほど成長させたことでしよう。こうした時に、右に引いた石垣さんの文章のようなものを見ると、現実に婦人の持つている権利というものが一体どのようなものであるか、私たちの独立や自由というものがどのようなものであるのか、改めて感じさせられずにはいられません。がたとえどのような形で得られたものにしろ婦人の権利と自由は既に奪われてはならない筈のものです。

残念なことには婦人の周囲の人々の考え方に簡單に支配されやすいという点はまだ除かれていません。婦人が自らの判断によらず、他の思わくによつて自分を決めている間は、結局婦人の権利は「与えられた権利」としてしか存在しないでしよう。それでは右のプロフエサーのいう通り、他人様の都合の悪い時にはいつでも召し上げられることを拒む権利のない「権利」でしかありません。婦人の権利や地位はそんなものでしようか「権利」を守るためには自らの意志にしたがつて行動する自由を売り渡さねばならなかつたり、言いかえれば自分の意志に反して何ものかに仕え、利用される為の「権利」などというものが無意味であることは改めていうまでもありません。

現在法制化された婦人の権利は決して單に男子の御情けで頂いたものでなく、世界中の（日本をもふくめて）先覚者たちの婦人解放運動の成果であり、それは先覚者たちが周囲の圧迫にも抗して「自ら」たゝかいとつたものである筈です。しかし婦人が、家庭や、職場や一般社会の中で、自分の考えで物事を判断し、又その判断にしたがつて行動しているのでなく流れに逆わずとかく身辺の風波をなくし無事平隠に生きる幸福を[illegible]れているとすれば、実質的には婦人の地位は低く、権利は尊重されていないという事になるばかりでなく形式上の既得の権利や地位できえも、いつどうされるか、どんなに脆い、危ふい位置にあるかが思われるのです。権利は守つてもらうのでなく「自ら」守り通すという覚悟がなければ無意味なものとなります。現に家庭、職場、社会のあちこちで唱えられる婦人の地位の逆行に抗しようとすればある場合には周囲との摩擦もおこるでしよう。摩擦、風波、それはのりこえねばなりませんが、その時頼りとなるものは婦人自身の考え、婦人自身の行為より他はないでしよう。そうすることによつて世界中の女性は日本の婦人を支持し、日本の、世界の、歴史の進歩を信じる理解ある多くの男性は日本の婦人をみなおし、尊敬してくれるに違いありません。

今日本は重大な時の只中にあり政治も経済も、又その基礎の一人一人の国民が自主性をもつという事が、どれほど大切であるか言うまでもありますまい。ということは国民の過半数を占める婦人の自主性が確立されることは、單に婦人の幸福の為のみでなく、日本の為にどんなにか望まれているという事に他ならないでしよう。

四月十日から十六日までの第五回婦人週間では目標を

「婦人の自主性の確立」

とし、スローガンは

のばしましよう
自分で考え　行動する力

と定められました。

今はたしてどの程度に婦人は自主的に考え行動しているか、その為に近く行われる衆参両院の選挙は大きな機会でもありましよう。婦人の自主性を家庭、社会の各分野に確立し、日本の社会の発展に寄与したいものと思います。

昭和23年3月24日第三種郵便物認可
昭和25年12月22日日本國有鉄道特別扱承認新聞625号

今ぞ踏む故郷の土

中共引揚者五十二名

県民こぞつて待ちわびた中共引揚県人の第一陣五十二名が帰つてきた。二十三日舞鶴に上陸した興安丸の二十四名は援護局の宿舎で三泊して二十六日午後三時六分東和歌山駅に到着、続いて二十四日上陸した高砂丸の十八名、二十八日、二十六日上陸した白山丸の三名、白竜丸の七名は二十九日それぞれ故郷の人々の温い出迎えを受け無事帰郷した。

以下は二十三日から二十六日まで見てきた引揚者と舞鶴の表情である。

三月二十三日（月）雨後晴

山陰線から綾部で敦賀行きと乗りかえるとこの汽車は出迎えの家族で満員、胸に○○県と書いた札を着けたおばあさん、父を迎えに行くというセーラ服の姉妹らが人々の目を引く。

バスで約六粁、舞鶴援護局に向う途中今朝入港した興安丸の巨体が春雨に煙る舞鶴港に浮んでいた。

許可証をもらつて援護局の門をくぐるとすぐ右手の屋根でかい建物で丁度荷物の検査が行われていた。「これから皆さまの荷物を調べさせていただきます。」というアナウンスが聞えてくる。

今日は第一船興安丸から上陸しているのだ。広場を横ぎつて桟橋へ行く通路は地元の小学生が打ち振る日の丸の小旗と、拡声機から流れるなつかしのメロディーに迎えられながら引揚者が続々と続いている。十年ぶりの祖国の土を今どのような気持で踏み、あのメロディーを聞いて何を思つたであろうか。ふと目に止つた一乙女の目に涙が光つていた。絹糸のように細い春雨が静かに降り続けている。

五時前から風呂を済ませた人々が郷土室に見えだした。市ノ瀬村の池田昭三氏（二四）、出迎えの弟さんといつしよの粉河町の田原一瀬氏（二四）らが先ず元気な姿をみせる。この二人はいずれも義勇軍として渡満した人だが、「中国語の方がうまくなり日本語を忘れかけている。」「日本についてただ胸がいつぱいです。何が何かわからない。」等々彼らの話題は尽きないがさすが喜びは包みきれないようだ。

写真＝（上）艀から降りた人々（中）東和歌山駅で出迎えの小野知事（下）宿舎で兄妹の対面

われわれは午後七時半日通のトラックに飛び乗る。トラックの上から見た港に高砂丸が入港していた。入江に定泊した高砂丸はさながら四階建の水上ホテルといつた感じ、灯がきらめきその影を海に映していた。やがて港舞鶴は深い夜霧に包まれてゆく。

三月二十四日（火）晴

深見助松氏（四四）の家族七人を訪ねて助松氏の妹夫妻らがみえ駐在員の大塚君が早速宿舎へ案内する。病舎の妻嶋代さん（四三）のもとにいた助松氏は知らせで急いでやつてきた。始め兄妹二人ともあまり変つているので人違いではあるまいかというようだつたが助松氏が妹の手をとつたとたん二人はうつむいてしまつた。そして肩がわなわなと震えるのが後から見える。この感激を描写すべく筆はあまりにも劣い。

十一時頃高砂丸から上陸が始まつた。先ず病人の上陸である。タンカに乗せられた人々が家族につき添われ桟橋を静かに渡る。看護婦の肩にすがつて弱々しくしかも緊張した面持ちで歩く患者の姿に人々の同情の目が集まる。

引揚の人々が艀に乗つて桟橋に近づくにつれて、出迎えの歓呼に応えデッキに立ち並んで手を振る姿がはつきりしてくる。頭上は各社の飛行機、ヘリコプターが低く舞い艀の上、桟橋の上に歓迎のビラをまいてゆく。赤と黄とのビラがヒラヒラと折からの微風に乗つて空に舞い上りつ舞い下りつする。

下船した人々は桟橋の端に勢揃いして三団体の代表らの挨拶を聞く。あゝ一日も忘れ得られなかつたであろう祖国の土を今踏んだのである。この人々の胸中や如何。

日赤の婦人部に菓子やみかんをもらつてそれをしつかりと抱きしめる子供たちのいじらしさよ。

乗船者名簿を確認するために、駐在員の山本氏と通路の両側から「和歌山県の方はいませんか。」と連呼して旗を振つたが、こゝでは高野町出身の宮本三好さん（二五）の家族四人、大田村の米地四十三氏（四三）の家族六人、中国に父母を残して一人帰つてきた和歌山市の瀬井みな子さん（一二）らに合つた。みな子さんのお祖父さんお祖母さんは「まだ見ぬ孫ですので見つかることか。」と心配顔に十才位の子供を見ると「瀬井みな子さんではありませんか」と一人一人尋ねていたが、「お祖母ちやんみな子は私です。」ととんできたときはさすがにたまりかねたように孫をわが胸にしつかりと抱きしめるのであつた。

上陸してくる人の顔はみな一致している。口で笑つて目で泣いている。それは喜びと不安、喜びと悲しみがいつしよになつたときのあの複雑な表情である。

旅館へ戻ると二十六日帰郷する人々のために厚生課の前瀬主事世話課の三島主事、日赤の小川、小林両看護婦らが来ていた。

三月二十五日（水）雨後晴

昨日前瀬君らが担いできた有田の三宗かんは郷土室で子供たちに喜ばれた。一人の坊やは三宗をしばらくさわつていたが突然「おつちやん！このお蜜柑おかしいねでこんところがとび出しているねあちらにはこんな蜜柑がないよ。」とさも珍らしそうである。

太田村へ帰る米地四十三氏に会う。「親が年をとつて困つているから早く帰れとの再三の手紙に第一次で帰つてきたが、私が帰つてもはたして耕す田があるのですか。大勢の妻子と病をどうしてこれから養つて行けばよいのか不安になつてくる。」と語る米地さんの顔には帰国した喜びが一片もみつからない。帰国の感激も、現実の生活、明日からどうして食つて行くかということにぶつかれば、吹つ飛んでしまうのであろう。上陸したときのあの喜びを本当の喜びにするためには、このような人にこそ明日からの生活と仕事の問題を真剣に考えてあげなければならないということを感じさせられた。

四時着の列車で[illegible]池田厚生課長、岡崎県議会民生委員長、土肥県議（引揚促進委員長）ら一行が到着、直ちに援護局に向い、郷土室、宿舎等に県人を訪ね慰問した。

夜八時頃から風をともなつた雷雨がひどくなる。

三月二十六日（木）雨後晴

興安丸の帰還者二十四名は出迎えの家族とともに、午前七時五十七分舞鶴市民の打ち振る日の丸におくられて雨の東舞鶴駅を後にして一路紀州へと向う。

停車するごとに地元婦人会が茶の接待に乗車してくる。綾部では「皆さまようこそおかえり下さい」と書いた風船を子供たちにくばつていた。

車外を見やれば、嶺の残雪も今はとけ、早咲きの桜ほころび、菜種畑は畑一面を黄色い花で埋め尽している。この祖国の風景に人々の目はうるむ。

京都で空はずつかり晴れ上つた。天王寺午後二時発急行に乗り込む。最後の長いトンネルを過ぎると行く手がぱつと開けてくる。和歌山だ。紀の川は帯のように長く白く輝き、紀州の山々は手にとるようにみえる。あゝ夢にみた故郷の山河である。引揚げの人々は食い入るように眺めるのであつた。刻一刻と和歌山に近づく。（N記）

縣議会日記

教職員法反対を決議

窪田議員新政ク脱会

二月廿八日 二十八年度当初予算案を審議する二月定例県議会は午後四時五十分開会、時間延長を宣し午後四時五十分休憩、午後十時三十分再開。山崎千太郎議員の故曽志茂副議長の追悼演説があつた後、日程の副議長選挙を行い投票の結果総投票数四十四票の中、二十三票島本正議（新政ク）二十一票窪田憲一（第一議員ク）で島本議員が副議長に当選した。

それより公文朗読、議案の配付があり小野知事の二十八年度当初予算案の議案説明があり午後十二時延会を宣告。

三月一日 午前〇時一分開会。前日に引続き知事の議案説明があり終つて今期を四十日以内とすることを決定、午前一時二十八分閉会、議案熟読のため三月八日まで休会。

三月九日 本日議会は遂に流会、さきに副議長選挙をめぐり窪田憲一議員が新政クラブを脱退したことから新政クラブ対、県政社会、第一議員ク、の所謂三派連合の議員引抜戦が表面化し、三派は団結して新政クラブの岡本長治議員の引抜策に出で種々画策方を協議したが、岡本議員の態度が決らず、遂に流会となつたものである。

三月十日 午後三時開会「島本副議長の就任挨拶があつて「義務教育学校教職員法反対」の決議案を県議会文教委員会の名の下に平越委員外六名から提出、これに対し寺中議員から提案理由を説明し、奥崎議員の賛成演説があり全会一致で可決、二十六年度決算審査特別委員に丸山議員外十四名を坂議長から指名、ついで本年度追加予算案など十三議案を上程、小野知事から提案理由を説明、一般質問に入り、森岡議員より、遊興飲食税の課税方針、紀勢西線の輸送強化、中共引揚者の援護対策等について質問があり、これに対し小野知事の答弁があり同五時散会。

三月十一日 午前十時三五分開会、一般質問を続行。

前田信一議員 帝学財政の実情、結核療養所移転問題。

峰畑浄議員 入場税、遊興飲食税の税率と税収の関係、行政事務簡素化等について質問があり、小野知事根来総務部長等の答弁があつて午後五時散会。

三月十二日 午前十一時五分開会。丸山弘議員より教職員の一齊賜暇問題についての緊急質問があつた後、総括質問を続行

宮本茂一郎議員、小野知事の参院選挙出馬説、高校増額の見透し

奥崎直幸議員 大島村軍事基地設置の実情と県の方針、奥地教育振興と中小企業の融資問題。

平越孝一議員、事業繰越の実態交付金、物価の見積り減少について。

的場鹿五郎議員、夜間大学設置有料道路償還の見透し。

この外土肥正敏、寺中光議議員からも質問があり、これに対し小野知事、関係部長等の答弁があつて午後六時五十五分散会。

質問戦活溌に展開

副議長不信任案可決

三月十三日 午前十時三十五分開会、午前中前日の質問に対する知事、関係部長の答弁があつて後

藤本鼎議員 果樹振興対策、町村合併に対する県の方針。

津田満議員 再軍備に対する知事の見解、母子生業福祉資金の運用方針。

田中功議員、婦人課の設置要望果実税及び町村道路改修補助廃止反対、等の質問演説があつた。又的場議員が議事進行で発言を求めたが、島本副議長が議長席から答弁中という理由で、発言を認めなかつたため、三派連合が退場し定員数を欠いたため、午後五時休憩に入り午後六時再会したがただちに散会。

三月十四日 午後三時五分開会、坂議長から議会運営のため運営委員一名を議場にはかり第一議員クラブ山崎千太郎議員を指名、前日行つた議員の質問に対する知事、関係部長、教育長等の答弁があつた、午後三時四十五分散会。なお去就を注目されていた岡本長治議員は本日新政クラブを脱退、社会クラブに入つたこのため県会の勢力分野は新政二十二、三派連合二十二となつた

三月十六日 午前十時三十分開会一般質問を続行。

西川瀞議員、果実税反対、古座町ほか七ケ村の国保病院開設反対

中谷政夫議員、地すべり対策費の増額要望。

下西岩吉議員、信用保証協会の貸付金の整理状況、教組専従者に対する給与停止問題。

中西正規議員、事業税の公平徴収、僻地教職員の待遇要望。

田中大二郎議員、果実税徴収等の質問があり、これに対し知事及び所管部長の答弁があつて、午後十一時五十五分散会。

三月十七日 午後三時十分開会日程を変更して、県政、社会、第一議員ク、三派連合より島本副議長不信任案を提出、前田信一議員提案理由を説明、これに対し島本副議長から弁明があり、討論に入り平越孝一議員の反対、西川瀞議員の賛成演説があつて採決の結果賛成二十二、反対二十票で副議長不信任案は可決され、続いて十六日行つた質問に対する知事関係部長等の答弁があつて、午後六時二十五分散会。

三月十八日 午後一時三十五分開会、一般質問を続行。

丸山弘議員、県営競馬の開催反対、教組のヤミ専従者に対する処置の処置。

山下伽吉議員、農地転売者に対する措置、課税の公平化。

和田鶴市議員、林道、農道等の総合的開発、観光道路の整備等の質問があり、小後知事、関係部長等の答弁があつて午後九時四十分散会。

三月十九日 午後三時十分開会前日に引続き一般質問を続行、

岡崎密三郎議員、二十八年度の平衡交付金、農林行政の拡充、柑橘園展策。

片畑市太郎議員、調停委員の野不遜。

竹中節議員、保有米算定の不公平。

等について質問あり、小後知事及び所管部長の答弁があつて一般質問を打切り、二十八年度当初予算ならびに二十七年度追加予算の四十九議案と五十一請願を各常任委員会に附託して 午後六時五分散会。

多くなった地震

地盤沈下との関係

最近地震の回数が多くなり、地震に対する不安から、色々のデマもとんでおりますので、地震に対する認識と覚悟を新たにするため、三月十日和歌山放送局において中村県企画広報課長は山本和歌山測候所長さんと、地震についての対談を行い、測候所長さんから地震についてのお話を伺いました。以下はその要旨であります。
なおこの対談は三月十三日NHKから放送されました。

地震についての対談

中村　今日は所長さんに地震のことをお伺いしたいと思います
昔から和歌山県は地震の多い国でして、古いのでは安政の大地震近いので南海地震というような大きいのがあったんですが、南海地震後はしばらく小さいのもなかったので安心しておったところが、最近又ない日の方が珍しいくらい揺れますね。そしてその揺れ方もだんだん大きくなっているように思うんですが、一体どのくらい記録されていますか。又急激に増えてきた傾向についてお話し願います。

山本　そうですね、近ごろの地震の回数を申しますと、大体月に三十回ぐらいあって、平均毎日一回ぐらい揺れている状態です。地震の回数を調べてみますと、丁度南海地震前後まではだんだんに減っておったが、二十年、二十一年頃から急激に増えて来まして、その増え方も年々ぐんぐん多くなって行って、昭和二十六年頃の増え方が一ばん多かったのですが、実際は昭和二十七年の回数が一ばん多くて三百三十何回揺れています。

中村　地震というものは二十年に一回とか五十年に一回とか周期的にやって来るというようなことについて大体のところはわからないものでしょうか。大きな地震の話ですがね。

山本　大きな地震を調べてみますと百年に一度とか百四十年に一度とか、例えば安政の大地震、それから宝永の大地震というようなことがありますけれど、そういうふうに周期的に来るとはきまっていないので、周期を使うことは今のところできません。

中村　南海地震は非常に大きかったのですが、あゝいうので震度四とか五とかいゝますが、どれくらいあったのですか。

山本　和歌山では南海地震は震度五になっております。震度五といいますと、これは強震といって、壁に割れ目ができたり、又墓石とか石燈籠とかが倒れ、煙突が折れてしまうという程度のものです。
その下は中震といって震度四ですが、これは家屋の動揺が激しくて、坐りの悪いものが倒れるとか一杯入ったコップの水があふれるような程度です。
次が震度三で、これは家屋が揺れ戸障子がガタガタいう程度ですその次が弱震といって、震度二ですが、一般の人が誰でも感じる程度のものです。
それから一ばん弱いのは微震といって、これは極く小数の人しか気がつかないような地震であります。

中村　南海地震からこちら、海岸線で地盤が沈下したり、或は逆に紀南では地盤が隆起したりしています。県でもこれの対策に相当多額の工事費をかけて復旧に努め地元でも非常な協力ぶりを示していますが、ひどいところでは井戸水に海水が流れこんで来るところもできているんです。こういった現象はいつまでも続くものでしょうか。或は又沈下した所が止って隆起するというようなことがないでしょうか。

山本　和歌山では下津に検潮所がございまして、これは昭和の初頭から始められたのですが、それによって毎年の平均潮位を調べてみますと、南海地震まではだんだん潮位が低くなって、それから南海地震直後急激に潮位が高まりました。このことを考えなおすと潮位が低くなっているときは地盤が隆起していることになりますので、南海地震までは二十年近くにわたって地盤がだんだん隆起しておったらしい。それが南海地震から急に沈下に変って、その沈下の程もだんだん大きくなり、昭和二十六年頃は最もひどくなってきて昭和二十七年は最高になっています。
それからこの地盤の隆起沈下というものとさきほど申し上げた地震の回数を調べてみますと、地震の回数は地盤の沈下がおこって二三年後から急に増えていることがわかります。
又日本では明治三十三年頃からずっと検潮をやっているのですが南海地震前は同の方で地盤が沈下していたらしいが、地震後は逆に隆起してきました。
それで、和歌山地震というものが多いのは、紀北では地盤が沈下し紀南では地盤が隆起しているという状況になってくると思います。

中村　そうすると、地盤沈下の問題と地震は非常に関係が深いということですが、去年の暮頃来られた東大の地震研究所の宮村助教授が約二ケ月程有田郡の広と箕島、野上の動木、和歌山の松江の四ケ所で地震の臨時の精密観測をやられたが、その時宮村さんのお話では、和歌山の地震は地域的に頻発地震は非常に狭く、又地震が浅いということでしたが、これはどういうことですか。

山本　地震の波には早いのと遅いのとがあって、これをPSというのですが、このP波が来てからS波が来るまでの時間を普通、初期微動継続時間といいますが、その初期微動継続時間が和歌山地震で大体一秒内外です。ところがその一秒に対して大体七ー八粁進むので、一秒内外ということはかりに地震が和歌山の真下におこったと考えて七ー八粁しかないということになるのです。実際は大地震だと深度がもう少し小さいので本当は数粁の深さしかもっていないことがわかるのです。

中村　和歌山地震の特異性というものがあるのですか。

山本　大体地震の頻発するのは和歌山だけに決っておらないで例えば筑波山の麓あたりにもみられます。そして面白いことには、筑波山に地震が多いときは関西に大きな地震があります。それと反対に関西に頻発しているときは関東地方或はずっと東の方に大きな地震がおこっているということを調べた人があります。そしてそういう意味で和歌山地震が多いということはむしろ東の方に大きな地震がおこっても関西にはないといわれました。

しばらく大地震なし

下流地に多い災害

中村　地震が非常に多いので家を建てる場所が問題だと思うんですが、その地盤が土とか或は砂地のところと岩盤がはりつめているところとどちらが安全かというようなことについてお伺いしたいと思います。
私はこの前の南海大地震の時は土砂の埋立て地にいたのですが、今住んでいるところは非常に広い岩盤になっています。すると地震の時は少し音がドーンと大きいけれども、揺れ方が砂地の所よりちょっとあっさり感じるんですが、これはどうしてでしょうか。

山本　私は南海地震の時は潮岬の測候所におったのですが、庁舎が鉄筋コンクリートでできていたので木造の官舎より震度が弱く感じました。それで岩盤の上だと普通砂の上より弱く感じるかもしれません。しかし実際地震の揺れ具合でどちらが安全かというと、建物の週期が問題になるのでしてどちらともはっきりいえないのであります。
ところが大体として地震の災害の多い所をみますと大阪だとか和歌山県では新宮というような川の下流でもって地盤の軟弱なところが多いように思われます。おそらくそういう意味であなたのおられるところで弱く感じたのだと思います。

中村　それから観測の方法についてお伺いしたいのですが、南海地震の時でも震源地が潮岬沖何百粁の海底と発表されたのですが震源地の出し方というのはどのようにするのですか。

山本　先程申しましたように初期微動継続時間を測りますとわかることになります。例えば南海地震ですと潮岬、和歌山、大阪の材料があればわかります。(初期微動継続時間は地震計によって出します)。
その外地震の強さを色々な場所で調べた場合一番震度の大きい所が震源地に近いわけです。
この両方の面から調べてきめます。

中村　南海地震の前にも非常に地震が多いので、東大におられた故今村先生が、これは大地震の前兆現象だということで注目されて、昭和三年頃から数年間和歌山地震の観測をされたことがありますが、最近先程の所長さんの話では一日平均一回揺れているということでしたが、そういうことからいって近いうちに大きいやつが来るというようなことがないでしょうか。

山本　和歌山では下津の検潮結果からみましても、非常に長年月にわたって地盤が隆起しております。この前大正十二年頃に非常に地震が頻発して月四十三回という大きな数を出したのですが最近では昭和二十六年の十月に四十回、現在月々三十回内外という風に非常に多くなってからだんだん減って行く。
するとこの地震の回数も将来はだんだん減って行くだろうと思われる。
地盤の沈下の方も隆起に向って除々に進んでゆく。そしてその隆起が止ってしまえば或は南海地震のようなものが あるかもしれません。そういう意味から、こゝ十年や二十年のうちにそういう大きなのがないんじゃないかという風な考えをもっています。

中村　最近地震が非常に多いので心配していたのですが、今の所長さんのお話で安心しました。
どうもありがとうございました。

第一線行政への抱負

東牟婁地方事務所長　池田新之助

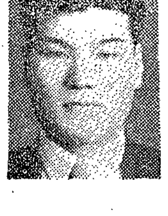

昭和十七年県下七地方事務所が設置せられてから十年を経過したが、その間本庁に勤務する職員として私は度々県下の各地に出張し地方事務所という役所は斯く斯くの仕事をしているものと或程度の認識を持った積りではあったが、さて転任を命ぜられて自分が実際にこの役所の長となり、全責任を持たねばならない立場に立たせられてみると、従来の外部からの認識による地方事務所の概念と、実際の態様との間には、相当の距りのあることを発見した。

第一は地方事務所は県民である郡民、市民とぢかに膚を触れ合ってその体温さへ、お互に通い合う役所である。県税の徴収、社会福祉事業の施行その他各種の認許可の事務等直接に県民と膝突き合わせ、手を取り合って行かなければならない仕事が非常に多い。それだけに所長以下地方事務所職員一人々々のサービス振りが、直ちに県民の県政に対する批判となるのであって、この意味から地方事務所職員の県政運営の上に占める責任は本庁に勤務する職員に較べて誠に重大であると言わなければならない。従って第一線に立つ我々は公務上は勿論、私生活に於てもその言動について充分の注意と、努力を払い、県民に接するに親切、叮寧、迅速をモットーとして、県民の心を自己の心として民主県政の実施に万全を期する為の努力を惜んではならない。この目的を達成する為に職員の能率増進、サービス向上を期して職員の自覚自戒を誓うと共に一層の研[illegible]実施致したい。

第二は、殊に東牟婁郡は、和歌山市とは最も遠隔の土地であり、往復に最低二日を要する状態であるので一般郡民はいうまでもなく町村当局者さえ気軽には県庁へ交渉や陳情に赴く便宜には恵まれない。従って県政だけでなく他のすべての事に就いても地方事務所に相談し、地方事務所を利用し地方事務所を信頼せられているのであって私共にとっては誠に有難い状態であると共に大いなる責任を感ぜざるを得ない、この郡民の期待を裏切ることのないよう最善の努力を傾けたい。

第三は地方事務所が県政の機構の中に占める性格である。地方事務所が県の第一線に位を占める出先機関であることには間違いないがしかも前述の通り郡民乃至は町村を代表する性格を必然的に濃厚に持つ行政機関である。私共は県職員であり県行政の円滑な運営に努力する使命を持ちながらもなお県に対しては町村及び郡民の利益代表として行動しなければならない場合も多く問題によっては県庁の関係課と相反する主張を強硬に戦わせてお叱りを受けることもあろうかと考えるが右の私共のおかれている性格を御諒解戴いてよろしく御願申上げたい。

要するに地方事務所の職員としては県政の円滑な実施を心がけつゝ郡民諸君の有声の希望を聴き無声の念願を察しその実現に邁進することが第一線行政を預かる県職員の職に最も忠実なものでありこれがとりもなおさず県行政に尽す所以でもあろうと愚考する。

以上地方事務所長としての郡民に対するサービスの心構について申述べましたが我が東牟婁郡はその自然的、社会的経済的条件についても県下の他部に較べて特異な様相を示しているように思われる

郡内は山嶽重畳しておりそれを縫って北より熊野、太田及び古座の三河川が東流して熊野灘に注いでいて耕地は海岸に散在する[illegible]きない。

右の自然的条件の必然的帰結として郡内の産業構成は陸の林業、海の水産業を大宗とし農業は附随的産業に留まっている。

当地方は高温多湿に恵まれ、古来その美林を誇ったのであるが、終戦前後の濫伐と、度重なる水火災のため山地の荒廃を来し、今や里山資源の枯渇を来しており、地方経済と郡民生活の上に重大な影響を持つに至っている。奥地林道の開発、造林補助融資、森林組合の強化乃至は林業経営の改善合理化等焦眉の急務である。

水産業は沿岸漁場の荒廃、増殖事業の必要はいうまでもないが、伝統を誇る資質と技術を持った漁民を動員して今後の艦艇を中心とした外海遠洋漁業の発展を図りたい。

既に南極捕鯨には年々八十名が出漁し、本年は更に、遠くアラフラ海に出航して百数十名が採貝事業に活躍せんとしている。地方の為将又郷家の為喜ばしい事である

農業は前述の通り小規模経営ではあるが、地方民の生活安定の為にはゆるがせにできないものである。立地条件に即した零細農業振興の途を見出したい。

なお特筆すべきは当地方の海岸峡谷、山嶽に亘る豊富な観光資源と名所旧蹟であるが、紀勢線全通工事の進捗と共に、今後の観光発展に大いに期待するものである

なお当地方最大の問題である電源開発その他各般のことについて述べなければならない多くのものを持っているが、限られた紙面でもあり且つ又着任後日尚浅く知ることが少いので今しばらくごゆるよを願い今後現地につき研究を重ね、地方の人々の意見を聴いた上で、詳細に具体的な地方開発振興の大方途を樹立致したいと考えている。

健苗で米の増収

保温折衷苗代について

山間部で稲の生育が遅れるところや、苗代に冷い水が入って苗の生育が悪いところでは、保温折衷苗代で健苗を作って米の増収をはかることが、こゝ数年前から行われている。本年も四月に入るともうそろそろこの方法によって苗代に種子が蒔かれるし、すでに播種を終った早植地帯もあるかと思われるが、この苗代の作り方や効果についてお知らせすることとする

保温折衷苗代とは

苗床を揚床とし、苗の小さい時期を油紙で覆い、寒気と遮断してこれを暖気で包む。苗の幼い時期の流水は踏溝だけに水を注ぎ、床面には絶対水を湛えない。苗の丈が一寸五分位になったとき保温紙を取除き以後は普通の揚床苗代と同様に管理する。

この式の苗代は苗作が安定し健苗が得られる点で寒冷地育苗法中の最高峰であって北陸、東北方面で数千万坪の苗代に実施せられるまでに広く普及し、米の増産に大きい役割を演じているが、本県でも昭和二十五年以降山間部の一部に実施されるようになり本年は約二万坪程も実施される見込みである。

効果

一、発芽率が非常によく九〇%以上で普通苗代では七〇%程度であるからその差は大きい。
二、低温による苗腐りがない。
三、鳥害や鼠害、転び苗、床はげ等の障害が全然ない。
四、水の調節が簡単で管理に便である。
五、苗の幼少期を暖気で包むため稲作全期を通じて稲熱病抵抗性を増す。
六、苗代期間は普通苗代よりも十日位短くて済む。

苗代の作り方の要点

苗床の巾は四尺とし踏溝を一尺とす。代掻後にこの揚床をつくると泥が流れて作り難いから最初の打起しの際床と溝との間に三角形に打起さない部分を残すと都合がよい。反当り一〇坪の苗代を準備する。

催芽種子を播き床面を軽く抑えて籾が半ば土に埋まる程度に落付かせる。その上から種子が見えなくなるまで焼土で覆土する。焼土は坪当り三ー四升位がよい。焼土の上に焼籾がらを坪当り一斗程撒布し、その上に油紙を覆う。油紙を固定するには床の倒れ方で土中にはさみ込む。紙の上に凹みができると雨水がたまって苗の生育を害する。又紙は風で飛ばないように引き綱をする。

油紙の除去がおくれると危険だから十日目に夕方か朝行う。紙を除いた日は苗が没する位水を張り、段々少くして五、六日で床土の際まで下げる。以後は普通の揚床苗代と同様に取扱う。

肥料については普通肥料はなるべく少くし坪当硫安二〇匁程度入うし、燐酸、加里を欠かさないよう施用する(農業改良課)

四月七日は 世界保健デー

毎年四月七日は、世界保健デーとしてWHOの誕生を記念し、この日を期して世界の人々が健康のありがたさ、疾病にかゝらぬことの重要性、各種の疾病の予防や撲滅のために身近にある保健衛生施設の利用、それらとの協力等について、思いを致す日であります。この意義深い日を記念して、日本国際連合協会や厚生省、各都道府県等の主唱により、全国各地でいろいろと、世界保健デーの行事が計画されています。